（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第八条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第五十条第一項の表第百七十三条第一項の項及び第百七十三条第一項第一号の項中「第二百三条の二第一項」の下に「若しくは第四項」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（地方財政法施行令の一部改正）

2　地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の表第五号の項及び附則第十二条の表第五号の項中「第二条の規定により読み替えられた」の下に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第十三条の表第五号の項中「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」を「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和二年政令第六十一号）附則第三項の規定による改正前の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令」に改め、「第二条の規定により読み替えられた」の下に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令第一条の規定による改正前の」を加える。

附則第十四条の表第五号の項中「附則第七条の四」を「附則第七条の二」に改める。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

3　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第七条の四」を「附則第七条の二」に改める。

総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十二号

児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の三第七項、第十二条の五、第十三条第七項及び第五十九条の四第一項並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の二の次に次の一条を加える。

第一条の三　法第十二条の三第七項の政令で定める基準は、同項の所員の数が第三条第一項第一号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として同号に定める数を二で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることとする。

第二条中「により」の下に「その旨を」を加え、同条に次の一項を加える。

都道府県が児童相談所に法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設を設置し、又はその設備の規模及び構造等を変更したときは、都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

第三条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、同項第二号中「第十一条第一項第二号ヘ」を「第十一条第一項第二号ト」に改め、同条第二項中「第十三条第六項」を「第十三条第七項」に、「同条第五項の指導及び教育を行う児童福祉司」を「同項に規定する指導教育担当児童福祉司」に改める。

第四十五条の三第六項中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改め、同条第八項中「第十一条第一項第二号ロからへまで」を「第十一条第一項第二号（イを除く。）」に、「同項第二号ロ」を「同項第二号（イを除く。）」に、「前条第一項第二号（イを除く。）」に、「第十三条第七項」を「第十三条第二項中「、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項」に、「市長」を「長」に改める。

（地方自治法施行令の一部改正）

第二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百七十四条の二十六第五項中「第八条第八項」を「第八条第九項」に改め、同条第七項中「第十一条第一項第二号ロからへまで」を「第十一条第一項第二号（イを除く。）」に、「同項第二号ロ」を「同項第二号（イを除く。）」に、「前条第一項第二号（イを除く。）」に、「第十三条第七項」を「第十三条第二項中「、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況」とあるのは「及び第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況」と、同条第八項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和二年四月一日から施行する。

（心理に関する指導をつかさどる所員の数に関する経過措置）

2　この政令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の児童福祉法施行令第一条の三の規定の適用については、同条中「二で除して」とあるのは、「三で除して」とする。

総務大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第三号の法人を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三